

西東京市農業委員の選任手続きについて（案）

1 市長による推薦・公募の実施

(1) 【推薦又は応募の条件】

農業に関する見識を有し、農業委員会所管事項に関しその職務を適切に行うことができる者。西東京市の職員でない者。

(2) 【募集の方法】 8月に市報、市ホームページに掲載

(3) 【推薦・公募の期間（予定）】

2019年9月〇日（〇）～ 〇日（〇）までの30日間

(4) 【提出の方法】 期日までに産業振興課に持参又は郵送

①市内14地区からの推薦

②農業者が組織する団体等からの推薦

③ 一般募集

●2名の農業者等の連名による推薦

＜推薦する者の記載事項＞
代表者の住所、氏名、職業、年齢、性別

●団体・組織の代表者からの推薦

＜団体・組織に関する記載事項＞
目的、代表者又は管理人氏名、構成人数、構成員資格、その他法人・団体の性格を明らかにする事項

●公募

＜応募する者の記載事項＞
氏名、住所、職業、年齢、経歴、農業経営の概況、認定農業者であるか否か、応募理由

○＜推薦を受ける者の記載事項＞

氏名、住所、職業、年齢、性別、経歴、農業経営の概況、認定農業者であるか否か、推薦理由

2 推薦・募集内容の公表

- (1) 公表の時期
中間（9月中旬）及び期間終了後（10月上旬）
- (2) 公表の方法
市ホームページでのお知らせ、産業振興課窓口での閲覧
- (3) 公表の内容
 - ① 推薦を受けた者及び募集に応じた者の氏名、職業、年齢等
 - ② 推薦を受けた者の数及びそのうちの認定農業者等の数、応募した者の数及びそのうちの認定農業者の数



3 候補者評価委員会の開催

- (1) 委員会の構成
 - ① 農業委員会会長 ② 農業委員会会長職務代理者 ③ 農業委員会事務局長
 - ④ 副市長 ⑤ 生活文化スポーツ部長 ⑥ 産業振興課長
- (2) 委員会の所掌事務
推薦された者及び応募した者（以下「候補者」という。）について、評価を行い、市長に報告する。評価にあたっては、候補者の活動歴等の審査を行うとともに、必要に応じて、面接その他適当と認める方法による審査等を行うことができる。



4 市長による議案提出

- (1) 市長は、候補者評価委員会の意見を参考に、候補者を選定する。
- (2) 市議会の同意を求めするために、議案を提出する。



5 市議会による同意

市議会（12月議会）での同意（議決）



6 市長による選任

市長による選任及び選任書の交付
⇒令和2年1月21日付けの手續